

令和8年4月現在

市民課 子ども課 健康増進課
福祉支援課 介護福祉課

魚沼市 福祉保健

サービス まとめ



目 次

市民課

■国民健康保険係・高齢者医療係

国民健康保険・後期高齢者医療制度	1
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料	4
国民年金	5
相談（DV・出前行政サービス）	6

健康増進課

■保健係

感染症予防	7
生活習慣病予防	8
献血・健康づくり	9
健康相談	10

■地域医療係

休日救急	10
------	----

福祉支援課

■生活支援係・障がい福祉係

生活保護（生活保護・相談）	11
障がい者の福祉（助成・給付・支援・相談）	12

介護福祉課

■高齢者福祉係・介護保険係

高齢者支援（支援・給付・助成・施設入居・各種相談・介護予防）	17
介護保険（介護保険料、介護認定、給付）	22

子ども課・こども家庭センター・子育て支援センター（ぱぴぷ）

■児童福祉係・保育園幼稚園係・母子保健係・子育て支援センター

児童の福祉（助成・給付・支援）	23
保育（保育園・学童保育）	24
母子保健	25
子育て支援	27

■医療費の払い戻しが受けられるとき（療養費の請求）【国民健康保険係・高齢者医療係】

次のような場合は、一旦全額自己負担となりますが、あとから申請すると、自己負担分を超えた金額が払い戻されます。

- ・旅行中の急病などにより、やむを得ない理由で健康保険の資格が分かるものを持たずに治療を受けたとき
- ・医師の指示によりコルセットなどの治療用装具を作ったとき
- ・海外旅行中に治療を受けたとき

※申請の方法は担当係へお問い合わせください。

■医療費が高額になったとき（高額療養費）【国民健康保険係・高齢者医療係】

1か月（同じ月）に医療機関に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた方には、申請をすると自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

対象者には、後日「高額療養費の支給申請案内」が送付されます。

《申請に必要なもの》高額療養費の支給申請書、対象月の領収書（国保のみ）、通帳等口座番号のわかるもの、印鑑（後期高齢者医療制度のみ）、マイナンバーカード

※後期高齢者医療制度に加入されている方は、2回目以降の申請手続きは不要です。

■特定疾病療養受療証 【国民健康保険係・高齢者医療係】

高額の治療を長期間継続して行う必要がある場合、「特定疾病療養受療証」を病院などの窓口に表示することにより、1か月の自己負担限度額が10,000円までとなります。

※70歳未満の人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額は20,000円

《対象者》人工透析が必要な慢性腎不全の方、血友病及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症に関する医療を受けている後天性免疫不全症候群の方

《申請に必要なもの》健康保険の資格がわかるもの、印鑑（後期高齢者医療制度のみ）、マイナンバーカード、特定疾病に関する医師の意見書又は当該疾病の記載されている証明書など

■高額医療・高額介護合算制度 【国民健康保険係・高齢者医療係】

1年間の医療費と介護サービス利用料の自己負担額の合計金額が、所得区分による自己負担限度額を超えたときは、限度額を超えた部分が高額介護合算療養費として支給されます。

対象者には、後日「支給申請案内」が送付されます。

《対象期間》毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間分

**■葬祭費 【国民健康保険係・高齢者医療係】**

国保又は後期高齢者医療制度の加入者が亡くなったとき、葬祭を行った方に支給されます。

《支給額》50,000円

※社会保険等から支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。

■交通事故などにあつたとき 【国民健康保険係・高齢者医療係】

交通事故やケン力、他人の飼犬に咬まれるなど、第三者の行為によってケガや病気をした場合の医療費は、加害者が負担するのが原則です。

ただし、魚沼市への届け出により国保または後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。

《届出に必要なもの》第三者行為による傷病届、健康保険の資格がわかるもの、印鑑（後期高齢者医療制度のみ）、交通事故証明書、同意書

事故発生状況報告書、人身事故入手不能理由書（物損事故や事故証明の無い場合）

※交通事故にあつたら必ず警察に届け出をしてください。

■移送費 【国民健康保険係・高齢者医療係】

医師の指示によりやむを得ず重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、必要と認められた場合に支給されます。

《申請に必要なもの》健康保険の資格がわかるもの、申請書、医師の意見書、領収書、通帳等口座番号のわかるもの、印鑑（後期高齢者医療制度のみ）、マイナンバーカード

■出産育児一時金 【国民健康保険係】

国保の加入者が出産したときに支給されます。妊娠12週（85日）以降であれば死産・流産でも支給されます。

【支給額】出生児1人につき、一律488,000円
（産科医療補償制度の対象となる場合は500,000円）

※社会保険等から支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。

■1日人間ドックの検査料助成【国民健康保険係】

35歳以上の国保の加入者を対象として、指定された検査医療機関で人間ドックを受診する場合、検査料の一部が助成されます。

【助成額】1人20,000円

※年齢は受診する年度末時点での年齢です。

※助成は一日ドックに限ります。また、基本検査項目以外は

個人負担になります。

※令和8年度の申請受付は終了しました。



■特定健診【国民健康保険係】

糖尿病などの生活習慣病の早期発見、重症化の予防を目的として実施しています。年に1回健康診査を受けましょう。

【対象者】国保の加入者で40～74歳の方

【内容】身体計測・尿検査・血圧測定・血液検査・保健指導等

【料金】1,000円（40歳の方は無料）

【日程】魚沼市ホームページ又は住民けん診日程表でご確認ください。

※年齢は受診年度末時点での年齢です。

※40～74歳で社会保険等の被扶養者の方は、加入されている健康保険組合へご確認ください。

※申込が必要です。

■限度額・減額認定証 【国民健康保険係】

限度額・減額認定証とは窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額までにするために医療機関に提出する書類です。

マイナンバーカードを保険証として利用登録している方は限度額・減額認定証がなくても限度額を超える支払が免除されます。

ただし、食事代や差額ベット代等、保険のきかない費用は別途支払が必要です。

なお、マイナンバーカードに保険証の登録をしていない方、またはオンライン資格確認を導入していない医療機関を利用する場合は、申請することで紙の認定証を発行いたします。

【申請に必要なもの】国民健康保険の資格がわかるもの、マイナンバーカード

※限度額は世帯の課税状況・年齢によって異なるため、詳細については担当係へお問い合わせください。

■国保に加入する、国保を喪失する、その他変更があったとき【国民健康保険係】

こんなときは14日以内に必ず届け出をしてください。

【国保に加入するとき】

- ・魚沼市に転入したとき
- ・退職して職場の健康保険をやめたとき
- ・任意継続保険が切れたとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき

【国保を喪失するとき】

- ・他の市町村に転出するとき
- ・就職して職場の健康保険に加入したとき
- ・職場の健康保険などの被扶養者になったとき
- ・加入者が死亡したとき
- ・生活保護を受けるようになったとき

【その他のとき】

- ・市内で住所が変わったとき
- ・世帯主の変更や氏名などが変わったとき
- ・国民健康保険の加入内容が変わったとき
- ・修学のため家族と離れて他の市町村で生活するとき
- ・紛失やよごれで再交付を受けるとき

■加入者（対象者） 【高齢者医療係】

- ・75歳（75歳の誕生日以降）以上の方
- ・65歳から74歳までの一定の障がいのある方で、加入を希望する方（加入手続きが必要です。）

■「区分Ⅰ・Ⅱ※1」又は「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ※2」に
該当する方の医療費の限度額 【高齢者医療係】

医療機関を受診する際に、次のいずれかを窓口で提示することで、窓口での支払い額が限度額までとなります。また、区分Ⅰ・Ⅱの方は、入院時の食事代が減額されます。

《対象者》

- ・窓口負担割合が1割の方のうち住民税非課税世帯の方※1
- ・3割負担の方のうち世帯内に住民税課税所得が690万円未満の被保険者がいる方※2

《掲示するもの》

- ・保険証としての利用登録をしたマイナンバーカード
 - ・限度区分が記載された資格確認書
- ※交付を希望する方は、印鑑及び窓口に来る方の本人確認ができるものを持参し、市民課又は北部事務所で手続きください。

■訪問看護療養費 【高齢者医療係】

かかった費用の1割（現役並み所得者は3割、現役並み所得者を除いた一定以上の所得がある方は2割）が自己負担となります。

《対象者》医師の指示により訪問看護を利用した方

※要介護認定者に対しての訪問看護は、介護保険で行われます。

■人間ドックの検査料助成 【高齢者医療係】

他のけん診や助成を受けておらず人間ドックを受診した場合は、検査料の一部を助成します。

《助成額》1人10,000円（限度）

- ※受診予約は、個人で直接健診機関等に行います。
- ※申請に必要なもの：受診機関等の領収書、受診結果、通帳を持参し、市民課又は北部事務所で申請してください。

■歯科健診 【高齢者医療係】

76歳、80歳になる方の歯科健診を実施します。

対象となる方へは事前に受診券・問診票を同封し通知します。

個人で医療機関に予約し、受診の際に資格がわかるもの、通知に同封された受診券及び問診票を提示することにより、無料で歯科健診を受けることができます。

■後期高齢者健康診査 【高齢者医療係】

健康の維持や生活習慣病の重症化予防など健康状態を知ることが目的として実施しています。

《対象者》後期高齢者医療加入者

《内容》身体計測・尿検査・血圧測定・血液検査・保健指導等

《料金》無料

《日程》魚沼市ホームページ又は住民けん診日程表でご確認ください。

※申込が必要です。

■税（料）額の決まり方 【国民健康保険係・高齢者医療係】

【国民健康保険税】

医療分（医療機関に支払う診療報酬分）、後期分（後期高齢者医療制度を支えるための拠出金）、40～64歳までの方にかかる介護分（全国の介護サービスの財源）、18歳～74歳までの方にかかる子ども・子育て支援分（子育て支援の財源）があり、この4つを合わせたものが年間の保険税となります。

【保険税額】医療分は「所得割（加入者の所得に応じて算出）」「均等割（加入者1人ごとに算出）」「平等割（1世帯ごとに算出）」で構成され、後期分、介護分、子ども・子育て支援分は「所得割」と「均等割」で構成されます。国保加入者にかかる分を計算し、その合算額が世帯主に対して課税されます。

【後期高齢者医療保険料】

保険料は前年中の総所得金額等や世帯の所得状況により個人単位で賦課されます。

【保険料額】医療分の「所得割」、「均等割」と子ども・子育て支援分の「所得割」、「均等割」の合計
※「均等割」は加入者が等しく負担するもので、「所得割」は加入者の所得に応じて負担するものです。

■軽減制度 【国民健康保険係・高齢者医療係】

【国民健康保険税】

【所得の低い世帯への軽減】

均等割・平等割の軽減…世帯の所得状況に応じて「7割、5割、2割」のいずれかの割合を軽減。

【事業主の都合により失業した方への軽減】

前年の給与所得を「30/100」とみなして、国保税を計算します。（申請が必要です）

＜申請に必要なもの＞ 雇用保険受給資格者証のコピー

【未就学児軽減】

未就学児（小学校入学前の児童）にかかる国民健康保険税の均等割額の半額（軽減対象者については軽減後の半額）を減免

【産前産後軽減】

その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

＜申請に必要なもの＞ 届出書・母子手帳など出産（予定）日がわかるものなど

【18歳未満被保険者軽減】

18歳未満にかかる子ども・子育て支援納付金分の均等割額を全額軽減。

【後期高齢者医療保険料】

【所得の低い世帯への軽減】

均等割の軽減…世帯の所得状況に応じて「7割、5割、2割」のいずれかの割合を軽減。

【制度加入前日において健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方への軽減】

加入月から2年間は、「均等割」が5割軽減され「所得割」はかかりません。ただし、市町村国保や国保組合などは対象外です。

■納め方（共通） 【国民健康保険係・高齢者医療係】

年金の受給金額によって、年金から納める「特別徴収」と納付書又は口座振替により納める「普通徴収」の2通りの納め方があります。

【特別徴収】

年額を年金の支払月に年6回に分けて納めます。

※手続きにより口座振替（普通徴収）も選択可能。

【普通徴収】

市から送付される納付書又は口座振替で納めます。

（国民健康保険税は6月から翌年3月までの10回、後期高齢者医療保険料は7月から翌年3月までの9回）

【普通徴収対象者】

- ・受給している年金額が年額18万円未満の方
- ・「介護保険料と国民健康保険税又は後期高齢者医療保険料」を合せた額が受け取る年金額の1/2を超える方
- ・介護保険料の納付方法が普通徴収の方
- ・特別徴収の方で、「口座振替を希望」された方
- ・（国保）65歳以下の世帯主及び擬制世帯主の方



★口座振替のお勧め★

口座振替は各納期限日に指定口座から振替いたしますので、何度も窓口へ足を運ぶ必要が無く、納め忘れの防止になります。ぜひ口座振替をご利用ください。

★手続きは、振替を希望する金融機関の窓口で★

■国民年金の加入・喪失の手続き 【国民健康保険係】

《対象者》

- ・会社を退職したとき
- ・健康保険等の被扶養者でなくなったとき
- ・就職したとき
- ・年金受給資格が不足しているとき



■国民年金保険料 【国民健康保険係】

《定額保険料》月額17,920円（令和8年度）

《付加保険料》月額400円（希望する方のみ）

保険料は2年経過すると、時効により納付できなくなります。将来受け取る年金が請求できなくなる場合がありますので、納め忘れのないようにご注意ください。

■国民年金保険料の免除制度 【国民健康保険係】

経済的な事情により保険料の納付が困難なときは、免除制度があります。

国民年金

法定免除	①障害基礎年金または被用者年金の障害年金（1・2級）をもらっている方など ②生活保護法による生活扶助を受けている方
申請免除	①所得が少ない方 ⇒前年所得による審査あり ②火災・天災を受けた方、失業した方や事業をやめた方 ⇒事実を明らかにする書類が必要 ③特別障害給付金を受けている方 ⇒受給資格者証の写しが必要 ※免除には「全額免除」・「半額免除」・「1/4免除」・「3/4免除」「納付猶予」があります。
学生納付特例	○本人の前年所得が128万円＋（扶養親族の数×38万円）より少ない学生 ※学生証（写し可）または在学証明書（原本）が必要。
産前産後期間免除	○国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方 ⇒出産（予定）日が属する月の前月から4か月間免除 ⇒出産予定日の6か月前から届出が可能（出産後でも可） ※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいい、死産、流産、早産を含みます。

※免除・納付特例の承認を受けるには届出や申請書の提出が必要です。

■国民年金保険料の追納制度 【日本年金機構＜長岡年金事務所＞】

免除・納付特例の承認期間については、将来満額の年金を受給するため追納制度（承認期間について保険料を遡って納めること）があります。

■年金受給の手続き【国民年金：国民健康保険係】 【厚生年金：日本年金機構＜長岡年金事務所＞】

年金は、本人の請求手続きがなければ支給されません。忘れずに手続きをしてください。

- ・国民年金の手続きは国民健康保険係へ
- ・厚生年金の手続きは日本年金機構へ

■年金受給者が死亡したときの手続き【国民年金：国民健康保険係】 【厚生年金：日本年金機構＜長岡年金事務所＞】

年金を受ける権利は、本人が死亡するとなくなります。

年金を受けている方が亡くなったときは、「死亡届」の提出が必要です。この届出が遅れますと、年金を多く受け取り過ぎて、後で返さなければならなくなることもありますので、ご注意ください。

なお、亡くなられた方がまだ受け取っていない年金があるときは、生計を同じくしていた遺族の方からの請求によって、その年金が支払われます（未支給請求）。

請求できる遺族の範囲・順位は、年金を受けていた方の死亡当時、その方と生計を同じくしていた、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・その他3親等以内の親族です。

《届出に必要なもの》死亡した方の年金証書、印鑑、請求者の通帳、戸籍・住民票等の手数料

国民年金

○市民課（相談に関すること） ☎ 792-8844

■なんでも相談（くらしの相談）

お気軽にご相談ください。

相談

	平日相談	日曜相談	夜間相談
日時	月曜日～金曜日 （祝日、年末年始は除く） 8：30～17：15 予約不要	毎週第1日曜日 8：30～12：00 申込締切： 2日前 17：00	随時（祝日、年末年始は除く） 17：30～20：00 申込締切： 当日 17：00
場所	市役所本庁舎1階 市民相談センター		

※秘密は固く守られます。

D
V
支援

■DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者相談

配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった方から暴力（身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など）を受けた方に対し、今後の対応や支援等について相談を受け付けます。相談無料、秘密は固く守られます。

■出前行政サービス

本人やその家族が市役所に出向くことが困難な方に対し、担当職員がご自宅を訪問し、依頼のあった業務を行う「出前行政サービス」を実施しています。

《対象者》市内に住居登録があり、市役所に出向くことが困難な方で、以下の条件に該当する方

- ①満75歳以上の後期高齢者のみの世帯
- ②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方のみの世帯
- ③介護・子育て等の理由により外出が困難な世帯

《対象となる業務》

- ①住民票・戸籍関係証明の発行
- ②税関係証明の発行
- ③各種申請の受付
※業務の性質上、一部対象外あり
- ④相談業務

《費用》

出前行政サービスに係る費用は無料です。

ただし、証明書交付の場合は、証明手数料が必要となります。

《申込方法》

市民課市民相談センター又は北部事務所に電話、メール、FAXでお申込みください。

出前行政サービス

■予防接種 【保健係】

感染症の予防を目的として、各種予防接種を行っています。

【乳幼児、児童の定期接種】

ロタウイルス、B型肝炎、小児肺炎球菌、5種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ）、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、2種混合（ジフテリア・破傷風）、ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン

※対象者には個別に予診票（又は案内）をお送りします。

【妊婦の定期接種】

RSウイルスワクチン

【高齢者の定期接種】

1. 高齢者肺炎球菌 自己負担額：7,920円

※対象者には個別に通知します。

2. 带状疱疹 生ワクチン自己負担：1回の接種につき4,950円（1人1回まで）

組換えワクチン自己負担：1回の接種につき18,150円（1人2回まで）

※带状疱疹の任意予防接種費用助成適用可能

※年度内に65歳となる方 ただし、令和7年度から5年の経過措置として、その年度に70、75、80、85、90、95、100歳となる方

※60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害を有する方

※対象者には個別に通知します。

3. 高齢者インフルエンザ 自己負担額：1,650円

※接種日に65歳以上の方または、60歳以上65歳未満の方で一定の障がいがある方

4. 新型コロナウイルス 自己負担額：未定

※接種日に65歳以上の方または、60歳以上65歳未満の方で、一定の障がいがある方

【任意接種に対する助成】

1. おたふくかぜ 満1歳から小学校就学前までの幼児

《対象者》満1歳から小学校就学前までの幼児

《助成額・回数》1回の接種につき2,000円（1人2回まで）

2. 季節性インフルエンザ

《対象者》生後6か月から年度末年齢18歳までの子ども

《助成額・回数》

・皮下接種：1回の接種につき2,000円 13歳未満は1人2回まで、13歳以上は1人1回まで

・点鼻接種：1回の接種につき4,000円 2歳から18歳は1人1回まで

3. 带状疱疹

《対象者》50歳以上

《助成額・回数》生ワクチン 1回の接種につき2,000円（1人1回まで）

不活化ワクチン 1回の接種につき10,000円（1人2回まで）

《申請方法》

1～3共通

市の契約医療機関に備え付けの助成申込書兼予診票に記入し、医療機関窓口へ提出してください。

※契約医療機関以外で接種した場合も助成可能です。詳しくは健康増進課までお問い合わせください。

4. 風しん（妊婦への感染予防）

《対象者》妊娠を希望する女性、その夫及び同居家族

《助成額》麻しん風しん混合（MR）ワクチン 6,000円

風しんワクチン 4,000円

《申請方法》

助成申請書、抗体検査結果証明書又は抗体検査結果のわかる書類、予防接種の領収書（原本）、印鑑、振込先口座番号の分かるもの

※家族等が申請する場合は、妊婦の「母子健康手帳」の『表紙』と1ページの『子の保護者欄』の写し、妊婦の抗体検査結果のページの写しが必要です。



■基本健康診査 【保健係】

生活習慣病の早期発見及び生活習慣の改善を図るために実施しています。

《対象者》16～39歳でほかに受ける機会のない方及び生活保護受給者

《内容》身体計測・尿検査・血圧測定・血液検査・保健指導等

《料金》1,000円

《日程》魚沼市ホームページ又は住民けん診日程表でご確認ください。

※申込が必要です。

■がん検診 【保健係】

がんの早期発見、早期治療ができるよう、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん・結核検診、子宮頸がん検診、乳がん検診を行っています。

《対象者》肺、胃、大腸は、40歳以上、年に1回

乳は、40歳以上、2年に1回

子宮は、20歳以上、2年に1回

《料金》肺200円（65歳以上は無料） 胃1,000円 大腸500円 子宮1,000円 乳1,000円
（レディースデイ検診は1,300円）

※肺、胃、大腸、乳は、40歳の方は無料

※子宮は、20～29歳の方は無料

《日程》魚沼市ホームページ又は住民けん診日程表でご確認ください。

※申込が必要です。

■胃がんリスク検診 【保健係】

ピロリ菌の有無と胃粘膜の萎縮度を調べ、胃がんにかかるリスクを判定する検診です。

直接、胃がんを見つける検査ではありません。

《対象者》40、45、50、55、60、65歳の方に案内を送付します。

《料金》2,000円

《日程》魚沼市ホームページ又は住民けん診日程表でご確認ください。

■骨粗しょう症検診 【保健係】

骨粗しょう症の早期発見、早期治療のために実施しています。

《対象者》45、50、55、60歳の女性

《料金》1,000円（45歳の方は無料）

《日程》魚沼市ホームページ又は住民けん診日程表でご確認ください。

※申込が必要です。

■健康教室・健康相談 【保健係】

生活習慣病予防を目的に、正しい知識や情報の提供と、生活習慣改善のための教室や相談等を実施しています。日程や内容は、市報や魚沼市ホームページでお知らせします。

※生活習慣病予防、がん予防等、健康に関する出前講座を実施しています。

■栄養・食生活講座 【保健係】

食生活改善推進員を養成する講座を開催しています。（R8年度実施（隔年実施））

※食生活改善推進員になる方は全5回（20時間）の講座を受講していただきます。

■食生活改善情報 【保健係】

生活習慣病予防に役立つレシピを、市報や「食まちうおぬま」のホームページで紹介しています。

■精神保健福祉相談会 【保健係】

悩みや不安、心配事や認知症等について、精神科医・臨床心理士による個別相談を行っています。
※予約が必要です。日時は、市報や魚沼市ホームページでご確認ください。

精神保健

■心の健康づくり講座・健康相談 【保健係】

ストレスの対処法、睡眠と休養、適正飲酒などの心の健康づくりに関して、健康講座を実施しています。個別の相談にも応じます。詳しくはお問い合わせください。

■ひきこもり支援 【保健係】

個別相談、家族の座談会を行っています。市報や魚沼市ホームページ等でお知らせします。

■成人歯科健診 【保健係】

《対象者》21、31、41、51、61、71歳の方及び妊婦の方に受診券を送付します。

電話で歯科医療機関を予約し、送付された受診券とマイナ保険証又は資格確認書を持参ください。無料で受けることができます。

歯科保健

■フッ化物歯面塗布 【保健係】

1歳6か月、2歳及び3歳児の健診時に、希望者にむし歯予防のフッ化物歯面塗布を行います。
2歳6か月児には「フッ化物歯面塗布券」を発行し、医療機関でのフッ化物歯面塗布を行います。
(2歳児健診で希望を伺います。)

■献血推進事業 【保健係】

輸血等に使われる血液は全て献血で賄われています。輸血を必要とする患者さんに血液を安定してお届けするため、献血にご協力ください。

※日程については市報や魚沼市ホームページでご確認ください。

献血

■うおぬま元気ポイント事業 【保健係】

市民一人ひとりの健康づくりへの意識向上と取組を支援します。

《うおぬま元気ポイントの流れ》

1. ポイントカードを手に入れる（魚沼市ホームページでダウンロード可）
2. 毎日の運動や健康講座、けん診の受診でポイントをためる
3. ポイントがたまったら、市役所窓口・市内体育施設等の応募箱へ
4. 抽選で景品を贈呈

※実施期間は市報や魚沼市ホームページでご確認ください。景品の応募には、健康増進事業等への参加でもらえる「必須ポイント」が必要です。

《対象者》

市内に住所を有する18歳以上の方（高校生を除く。）及び市内事業所に勤務する方

健康づくり

■電話健康相談「うおぬま健康ダイヤル24」 【保健係】

健康相談

急な発熱などの病気やケガ、心の悩み、医療機関受診の必要性や受診できる医療機関の問い合わせなど、24時間、365日電話で相談をお受けします。看護師や保健師、医師がわかりやすくアドバイスをします。（業者委託）

《相談例》育児相談（子どもの発熱、誤飲・転倒の応急処置、夜泣きなど）、健康相談（症状の不安、禁煙・禁酒など）、医療相談（受診の目安、薬の飲み方、受診料、応急処置方法など）、介護相談（看護・介護の方法、親の認知症が進んだ、介護の不安など）、医療機関情報（休日の医療機関情報など）

・電話（フリーダイヤル）0120-656-680

■休日救急診療室 【地域医療係】

休日救急

日曜・祝日等の救急患者に対応するため、市立小出病院内に「魚沼市休日救急診療室」を設置し救急診療を行っています。

《診療場所》市立小出病院内（日渡新田34） TEL：792-2111

《診療日》日曜、祝日、12月29日～1月3日

《受付期間》9：00～12：00、13：00～16：00

※病院を受診するときは電話で症状を伝え、指示に従ってください。

※緊急の診療が対象ですが、一般診療と思われる方も多く、

救急処置が遅れる事態が発生しています。

自分の都合や、軽症だが安心のためといった安易な受診はお控えください。



■がん患者医療用補整具購入費助成 【保健係】

補整具助成

がん治療に伴う精神的・経済的負担を軽減し、治療と社会参加の両立を支援します。

《対象と助成額》

- ・ウィッグ、毛付き帽子、医療用帽子 上限25,000円（1回まで）
- ・乳房補整具、補整下着、パッド 上限25,000円（右房又は左房ごとに1回まで）
- ・人工乳房、人工乳頭 上限50,000円（右房又は左房ごとに1回まで）

■骨髄等移植ドナーへの助成 【保健係】

ドナー支援

骨髄等（骨髄又は末梢血管細胞）の移植及び骨髄等の提供者の登録の推進を図ります。

《対象と助成額》

- ・骨髄等の提供を行った方 20,000円×通院・入院日数（上限7日）
- ・骨髄等の提供を行った方を雇用する事業所 10,000円×通院・入院日数（上限7日）

■生活保護 【生活支援係】

病気やその他の事情により生活に困窮されている世帯に対して、最低限度の生活を保障して、再び自分の力で生活できるよう支援する制度です。事前にご相談ください。

■災害時支援 【生活支援係】

災害弔慰金・災害障害見舞金、被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付、義援金の配分等を行います。

■傷病等見舞金 【生活支援係】

指定感染症の感染や有害鳥獣の攻撃等により、市民が健康被害を受けた際に見舞金を支給します。

《支給額》指定感染症 入院30日未満：5万円、入院30日以上：10万円、死亡：30万円
有害鳥獣 軽傷：5万円、重症：10万円、死亡：30万円

■災害見舞金 【生活支援係】

自然災害や火災により住宅建物に被害を受けた世帯へ災害見舞金を支給します。

《対象世帯》①、②のすべてに当てはまる世帯

①暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、地すべり等の自然災害及び火災により、居住用の建物及び住家（併用住宅を含むものとし、共同住宅にあっては建物の構造上それぞれが独立した居住単位として区画された部分）に被害を受けた場合

②災害や火災が発生した当時、市内に住所がある。

《見舞金額》

・住宅の全壊又は全焼 10万円

・住宅の半壊又は半焼 5万円

※申請書に添付する災害証明書にて、被害の程度を判断します。

《申請に必要なもの》

①災害見舞金申請書（様式第1号） 必要事項を記入し、押印してください。原則として対象世帯の世帯主が申請者になります。

②被害の程度が記載されたり災害証明書（写し）

③災害見舞金の振込先通帳（写し）

※申請書類は魚沼市のホームページからダウンロード、又は魚沼市役所福祉支援課窓口にてお渡しします。

《申込期限》被害を受けた日から起算して1年以内

■生活困窮者自立支援（自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援） 【魚沼市社会福祉協議会】

暮らしや仕事の不安、困りごとを抱えている方が、生活保護を受けざるを得ない状況にならないように、その前の段階で専門性を有する支援員が相談に応じて、問題点や課題を整理し、自立に向け総合的な支援を行います。来所や訪問などにより、相談者が抱える様々な問題の整理や、個別に支援計画を作成し自立を目指すもので、社会福祉協議会が行っている様々な支援事業と連携しながら支援します。

※社会福祉協議会に委託しています。電話：792-8181

■住居確保給付金 【生活支援係】

・家賃補助

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれの生じている方に、原則3か月、最長9か月家賃相当額を家主さんに支給します。

《支給額》単身世帯：32,000円 2人世帯：38,000円 3～5人世帯：42,000円

・転居費用補助

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として転居費用を支給します。ただし、一定の資産収入に関する条件を満たしている方が対象です。

■障がい者基幹相談支援センター 【障がい福祉係】

障がいに関するあらゆることの総合相談窓口として、様々な相談の受付を行います。

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、障がい福祉サービスの紹介や利用に関する相談、暮らしに関する相談、市内相談支援事業所の連携体制強化、地域生活拠点の整備、権利擁護の推進など、障がいのある方が自立した生活を続けていくことができるよう支援します。

■障がい者相談支援 【うおぬま相談支援センター】

相談支援専門員が障がい者やその家族の様々な相談に応じ、障がい福祉サービスを利用するための計画策定をはじめ、定期的なモニタリングを行うなどの支援をします。社会資源を活用するための支援や権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等を行います。

■成年後見制度に関する相談（権利擁護サポートセンター） 【障がい福祉係】

障がい者やその家族の成年後見制度に関する相談、制度の利用支援を行うとともに、権利擁護支援が必要な方を適切な支援へつなげます。

■障がい者虐待防止センター 【障がい福祉係】

障害者虐待防止法に基づき、障がい被害者虐待に関する通報又は届出の受理、障がい被害者保護のための相談・指導及び助言を行うとともに、関係機関と連携して、虐待の未然防止と障がい被害者の養護者等に対する支援等を行います。

■障がい者差別に関する相談 【障がい福祉係】

障がいを理由とする差別や、その場で合理的配慮*が得られない方等を対象に相談を行います。

※合理的配慮とは、障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同じように保証されるとともに、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のことです。

■身体障害者手帳 【障がい福祉係】

体が不自由な方が、一定の障がいの状態であることを証明するものです。手帳所持により、各種福祉サービスを受けることができます。

■療育手帳 【障がい福祉係】

知的障がいのある方が、一定の障がいの状態であることを証明するものです。手帳所持により、各種福祉サービスを受けることができます。

■精神障害者保健福祉手帳 【障がい福祉係】

精神疾患のある方が、一定の障がいの状況であることを証明するものです。手帳所持により、各種福祉サービスを受けることができます。

■特別障害者手当 【障がい福祉係】

20歳以上であって、精神又は身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

※所得制限があります。

《支給額》30,450円/月（令和8年4月現在）

■障害児福祉手当 【障がい福祉係】

20歳未満であって、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

※所得制限があります。

《支給額》16,560円/月（令和8年4月現在）

■特別児童扶養手当 【障がい福祉係】

20歳未満の障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

※所得制限があります。

《支給額》

1級 58,450円/月（令和8年4月現在）

2級 38,930円/月（ // ）

■重度心身障害者医療費助成（県障） 【障がい福祉係】

身体障害者手帳の1～3級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳

1級をお持ちの方の医療費を助成します。

《自己負担限度額》

・20歳未満の方

《通院》0円

《入院》0円

・20歳以上の方

《通院》外来1回 530円（同じ病院、同じ診療科で月5回目からは0円）

《入院》入院1日1,200円（標準負担額減額認定証の交付を受けている方は、入院時の食事代も助成します。）

※保険適用外分は自己負担となります。 ※所得制限があります。



■更生医療の給付（自立支援医療費） 【障がい福祉係】

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に治療効果が期待できるものに対して医療費の一部を公費で負担します（人工透析療法等）。

医療費の自己負担額は原則1割ですが、所得等により月当たりの自己負担上限額が設定されます。

■育成医療の給付（自立支援医療費） 【障がい福祉係】

身体に障がいのある児童、又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に治療効果が期待できるものに対して医療費の一部を公費で負担します。

医療費の自己負担額は原則1割ですが、所得等により月当たりの自己負担上限額が設定されます。

■精神通院医療費の給付（自立支援医療費） 【障がい福祉係】

精神疾患の治療のために医療機関を通院されている方を対象に、医療費の一部を公費で負担する制度です。自己負担額は原則1割ですが、所得等により月当たりの自己負担上限額が設定されます。

■精神障害者医療費助成 【障がい福祉係】

精神疾患の治療のために、入院や通院した際にかかる医療費の一部を助成します。助成額は、医療機関等に支払った医療費の一部負担金の2分の1です。

■障がい福祉サービスの提供 【障がい福祉係】

身体、知的、精神の各障がいのある方及び難病患者等の方を対象に、必要なサービスを提供します。

《介護等の支援》

居宅での介護（入浴、排泄、食事などの介護）、外出時の危険回避をするための支援、短期入所、医療機関での療養介護、生活介護等

《生活・就労訓練等の支援》

自立に向けた身体機能、生活能力の向上訓練、一般就労へ向けた訓練、一般就労が困難な人のための働く場の提供、グループホーム等

《地域活動の支援》

日中における一時見守り、創作的活動の機会の提供等

《児童を対象とした支援》

通所による専門的な療育・訓練等

■補装具費の支給 【障がい福祉係】

身体障がいのある方（難病患者等を含む）を対象に、その障がいの程度や内容に応じ補聴器・義肢・車いす等の購入費、修理費を給付します。

自己負担額は原則1割ですが、所得等により自己負担上限額が設定されます。

■重度障害者等日常生活用具給付 【障がい福祉係】

重度の身体、知的障がいのある方（難病患者等を含む）を対象に、特殊マット・頭部保護帽・ストマ装具等の購入費を支給します。

自己負担は原則1割ですが、所得等により自己負担上限額が設定されます。



■障害者住宅整備資金助成 【障がい福祉係】

重度の身体、知的障がいのある方が、日常生活を営むのに適した住宅となるよう改善を行う場合に、改修費を補助します。（段差解消、階段昇降機設置等）

《対象者》身体障害者手帳1、2級、療育手帳Aをお持ちの方又はその同居している方で、世帯の前年の収入合計が600万円未満の方

※詳細についてはお問い合わせください。

■心身障害者扶養共済掛金助成 【障がい福祉係】

心身障害者扶養共済加入者に対し、その掛金の2分の1を助成します。

※「心身障害者扶養共済制度」は、加入者が死亡した場合などに、障がいのある方に対して一生涯毎月一定額の年金を支払う制度です。

■人工透析者通院交通費助成 【障がい福祉係】

腎臓機能障がいのため人工透析療法で通院されている方に対し、通院交通費の実費の2分の1を助成します。

■障害者施設通所交通費助成 【障がい福祉係】

障がい者就労継続支援施設等に通所されている方に対し、通所交通費の実費の2分の1を助成します。

■タクシー利用料金助成 【障がい福祉係】

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方を対象に、申請により福祉タクシー券を交付します。

《交付》1枚100円のタクシー券を年間144枚（守門・入広瀬地域は240枚）交付します。年度途中の申請は交付枚数が月割りとなります。



■有料道路障害者割引 【障がい福祉係】

有料道路の通行料金の50%割引を受けることができます。事前の手続きが必要です。

《対象》① 身体障害者手帳をお持ちの方の本人運転

② 第1種身体障害者手帳、療育手帳Aをお持ちの方が同乗している場合の介護者運転

※車種、所有者要件等有り

■自動車に関する助成制度 【障がい福祉係】

障がいのある方の社会参加を目的とした助成制度です。詳しい内容については、お問い合わせください。

《助成対象》・自動車運転免許証取得費の助成

・本人又は介護者が運転する自動車の改造費助成

■軽・中等度難聴児補聴器購入費助成制度 【障がい福祉係】

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽・中等度難聴児の言語の発達やコミュニケーション能力の向上を目的に、補聴器購入費の助成を行います。詳しい内容については、お問い合わせください。

■NHK受信料の減免 【障がい福祉係】

＜全額免除＞

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの本人及び世帯員全員が市民税非課税の場合

＜半額免除＞

視覚障がい、聴覚障がいによる身体障害者手帳又は、重度障がい（身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）をお持ちの方が、世帯主で受信料の契約者の場合

■ヘルプマーク・ヘルプカード 【障がい福祉係】

援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。なお、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載できるようにしたカード型の「ヘルプカード」もあります。

ヘルプマーク・ヘルプカードは希望する方に、手帳の有無に関係なく無料で配布しています。

【対象】義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

**■新潟県おもいやり駐車場制度** 【障がい福祉係】

一般の人が公共の障がい者等専用駐車スペースへ不当に駐車し、障がい者等の利用を妨げる場合があることから県が障がい者等で歩行が困難な人へ利用者証を交付し、一般車両との区別化を図ることで駐車場の適正利用を促進する制度です。

【対象】一定の交付基準がありますので、詳しくは福祉支援課へお問い合わせください。

■家族介護用品の支給 【高齢福祉係】

紙おむつ等を購入することができる給付券を交付します。

【対象】要介護3以上の方
身体障害者手帳1、2級所持者
要介護2以下で高齢者世帯に属する方
※すべて在宅に限ります。

【交付】1枚500円の給付券を毎月6枚交付します。
(要介護4以上で市民税非課税世帯の場合は12枚)

■緊急通報体制等整備 【高齢福祉係】

次に該当する方に緊急通報装置を貸与します。

【対象】おおむね65歳以上の単身・高齢者世帯、身体障がい者のみの世帯、日中居宅に1人である高齢者又は身体障がい者

【利用料】市民税非課税世帯は無料
市民税課税世帯は月額500円

■外出支援サービス 【高齢福祉係】

おおむね65歳以上の高齢者にタクシー券を交付します。

【対象】要支援2以上の方又は身体的理由により公的交通機関を利用することが困難な方で、市民税非課税世帯又は市民税均等割のみ課税の世帯に属する方

【交付】1枚100円のタクシー券を年間144枚（守門・入広瀬地域は240枚）交付します。
年度途中の申請は交付枚数が月割りとなります。

■寝たきり老人等介護手当支給 【高齢福祉係】

在宅で介護を必要とする状態が3か月以上継続している者を介護している方で、要介護者が特別障害者手当を受給していない場合に支給します。

【対象】要介護3以上
身体障害者手帳1、2、3級（3級の方は医師からの証明書が必要）
療育手帳A

【支給額】月額5,000円 市民税非課税世帯は7,000円



■普及啓発型筋力向上トレーニング事業(若返りトレーニング教室) 【高齢福祉係】

市内7会場でストレッチや筋力トレーニングを中心とした運動教室を開催します。

【対象】65歳以上の高齢者ならどなたでも参加可能です。

【費用】週1回コース（送迎なし）月1,000円
（送迎あり）月2,500円
月2,000円（非課税）
週2回コース（送迎なし）月2,000円
（送迎あり）月5,000円
月4,000円（非課税）

■生きがい活動支援通所 【高齢福祉係】

おおむね65歳以上の高齢者を対象に交流や趣味活動、日常動作訓練、給食などの各種サービスを提供します。

《対象》一人暮らし高齢者、日中一人になる方、閉じこもりがちな方

※要介護（支援）認定者及び要介護（支援）認定と同等の状態の方は対象外

《費用》市民税課税世帯 1回750円

市民税非課税世帯 1回450円

※参加者の利用できる回数は、週3回以内

※月2回指導員を派遣し運動指導も行っています。

■軽度生活支援（除雪援助） 【高齢福祉係】

自力で屋根雪・門払いができない場合に除雪援助をします。また、融雪屋根等に係る経費の助成を行います。

《対象》おおむね65歳以上の単身の世帯、高齢者のみの世帯及びそれらに準ずる世帯（障がい者世帯、ひとり親世帯等）で次の要件を全て満たす場合

- (1) 市民税非課税世帯及び均等割のみの課税世帯
- (2) 自力・自己資金で除雪をすることが困難な世帯
- (3) 親族から労力・経済的援助が受けられない世帯
- (4) 冬期間を通し当該住宅に居住している世帯

《利用料》屋根雪等の除雪は作業員一人につき1時間当たり500円

門払いは1回当たり150円

※住んでいる地域により限度時間・回数が異なります。

《助成》(1) 冬期間の居住する各地区の積雪観測地点における最大積雪深により、下の表の額を助成します。なお、屋根雪除雪との併用はできません。門払いとの併用はできます。



地 区	観 測 地 点	助 成 額
堀之内地区	堀之内除雪センター	最大積雪深（降雪期から年度末までの間） ・100cm以上～150cm未満…1万円 ・150cm以上～200cm未満…1万5千円 ・200cm以上～…2万円
小出地区	消防本部	
湯之谷地区	旧湯之谷庁舎	
広神地区	旧広神庁舎	
守門地区	旧守門庁舎	
入広瀬地区	旧入広瀬庁舎	

(2) 玄関先の融雪に係る費用の助成

1家屋当たり 5,000円 門払いとの併用はできません。

■食の自立支援（配食サービス） 【高齢福祉係】

自立支援の観点から配食サービスが必要な方にお弁当を配達することで、
安否確認と栄養バランスの支援を図ります。（昼食のみ、週2回まで）

《対象》65歳以上の高齢者世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者
又は身体障がい者

《費用》市民税非課税世帯 1食200円
市民税課税世帯 1食300円

■生活管理指導短期宿泊 【高齢福祉係】

養護老人ホーム等の空きベッドを利用し、一時的に宿泊させて生活習慣等の指導を行うとともに体調の調整を図ります。

《対象》おおむね65歳以上の高齢者で、基本的な生活習慣の欠如など、社会適応が困難な者

《費用》1日につき2,000円

※1回の宿泊期間は原則として7日以内

■高齢者住宅整備資金助成 【高齢福祉係】

住宅改修を必要とする世帯に資金の助成を行います。

《対象》65歳以上、要介護（要支援）を受けている方で、世帯の前年の収入合計が600万円未満の方

《補助対象経費》バリアフリー化に要する経費

《補助基準額》30万円

《補助率》生活保護世帯：全額、所得税非課税世帯：3/4、その他の世帯：1/2

■老人医療費助成 【高齢福祉係】

次に該当する65歳から69歳の高齢者を対象に医療費の助成を行います。

《対象》常時一人暮らしの状態にある方、3か月以上にわたって常時寝たきりで、介護が必要な方で、かつ、その状態が継続すると認められる方

※所得が125万円未満の方に限ります。

《助成額》医療機関受診時の自己負担の一部を助成

■軽・中等度難聴者補聴器購入費助成 【高齢福祉係】

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以上の軽・中等度難聴者に対して、補聴器購入費の一部を助成します。

《対象》魚沼市に住所を有する18歳以上の方、両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない方

《助成額》市民税課税世帯…補聴器の1/2の額（上限30,000円）

市民税非課税世帯、生活保護世帯…補聴器の全額（上限30,000円）

詳しい内容についてはお問い合わせください。

■魚沼市高齢者生活支援ハウス 【高齢福祉係】

次の要件を満たす高齢者は生活支援ハウスに入居することができます。

《対象》おおむね65歳以上の一人暮らしの方、夫婦のみの世帯及び家族からの援助を受けることが困難な方であって、独立して生活することに不安のある方

《費用》収入により、月額4千円～5万円（光熱水費除く。） ただし、夫婦用の部屋は1.5倍の額

■養護老人ホーム 【高齢福祉係】

次の要件に該当する高齢者は、養護老人ホームへ入居ができます。（入所判定委員会で保護が必要と判断された方）

《対象》65歳以上で「環境上の事情」及び「経済的事情」のいずれにも該当し、在宅において生活することが困難な方

《入所者負担金》収入により無料～措置支弁額

※扶養義務者がいる場合は扶養義務者の負担金もあります。

■権利擁護に関する相談 【高齢福祉係】

高齢者虐待に関する相談や身寄りのない高齢者に対して、成年後見制度などの利用等の相談を行います。

■いきいき元気教室 【高齢福祉係】

65歳以上の方を対象に、介護予防の話や軽体操、レクリエーション等を行います。

《定員》40名

《対象》65歳以上

《参加費》無料



■介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） 【高齢福祉係】

サービスの利用には、自立をめざした介護予防ケアマネジメント（介護予防サービス計画）の作成が必要になります。

《対象者》要支援認定者又は基本チェックリスト該当者（事業対象者）

■介護予防訪問介護相当サービス 【高齢福祉係】

入浴介助や家事支援など、自立を目指してホームヘルパーによる支援を行います。

《利用負担額》サービス料金の1割、2割又は3割です。利用頻度に応じて利用料金は異なります。

■短期集中予防訪問サービス 【高齢福祉係】

生活機能を改善するために短期間（3～6か月）集中して、管理栄養士、歯科衛生士、看護職等が自宅を訪問し、支援を行います。

《利用負担額》無料

■介護予防通所介護相当サービス 【高齢福祉係】

通所介護施設での入浴、排泄、食事など自立を目指して日帰りで日常生活上の支援を行います。

《利用負担額》サービス料金の1割、2割又は3割です。利用頻度に応じて利用料金は異なります。また、利用料金のほかに食事代等は実費負担となります。

■短期集中予防通所サービス 【高齢福祉係】

生活機能を改善するために短期間（3～6か月）集中して支援を行います。

《利用負担額》1回300円

■認知症サポーター養成 【高齢福祉係】

町内会や婦人会、学校、企業などを対象に認知症を正しく理解していただくため、認知症サポーター養成講座を開催します。

《参加費》無料

※認知症地域支援推進員が企画・運営します。



■介護保険料 【介護保険係】

介護保険料は、介護保険事業計画に基づく介護サービス提供に要する費用を計出し、このうち半分を40歳以上の方から負担いただき、それ以外を公費で負担しています。

40歳～64歳の方は国民健康保険などの医療保険として、65歳以上の方は特別徴収（年金天引き）又は普通徴収（納付書払又は口座振替）により納めていただきます。65歳以上の方の保険料は、市民税の課税状況や前年の所得金額をもとに保険料段階が設定してあります。

■介護保険資格取得者 【介護保険係】

- ・65歳になった方又は65歳以上で転入された方
- ・40歳～64歳で特定疾病により、介護認定を受けた方

※ただし、資格取得された方が転出（一部の転出を伴う介護施設への入所は除く）又はお亡くなりになられたときは、喪失となります。

■要介護認定 【介護保険係】

介護保険サービスを利用するためには、要介護認定を受ける必要があります。新たに認定を受けたいときは介護保険の保険証をお持ちになり、介護福祉課に備え付けの「介護保険要介護認定申請書」を提出してください。介護認定審査会での判定を経て、保険証をお送りします。

※ただし、40歳～64歳で特定疾病により、介護が必要になった方は申請することができます。

■介護保険サービス 【介護保険係 高齢福祉係】

介護保険サービスの利用には、ケアプラン（介護サービス計画）の作成が必要になります。要介護認定者は居宅介護支援事業所、要支援認定者は地域包括支援センターのケアマネジャー等がケアプラン作成のお手伝いをします。

《利用負担額》サービス料金の1割、2割又は3割です。サービスを受けることができる回数や利用者負担額は要介護度によって異なります。

■通所サービス 【介護保険係 高齢福祉係】

通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護のサービスが利用できます。

■在宅サービス 【介護保険係 高齢福祉係】

訪問介護（ホームヘルプ）、訪問リハビリテーション、訪問看護、訪問入浴介護、居宅療養管理指導、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスのサービスが利用できます。また、生活環境を整えるため、福祉用具貸与のほか、住宅改修及び福祉用具購入の補助があります。

■施設サービス 【介護保険係 高齢福祉係】

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護（ケアハウス、有料老人ホームなど）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など、生活の場を自宅から移してサービスを利用します。

■高額介護サービス費の給付 【介護保険係】

1か月間に支払った利用者負担額（利用者が複数の場合は世帯での合計額）が世帯の課税状況に応じた上限額を超えた場合、上限額を超えた分を後で支給するという制度です。該当する方へは申請書の用紙をお送りします。 ※居住費と食費は対象外です。

■社会福祉法人等による利用者負担軽減事業 【介護保険係】

社会福祉法人又は一部事務組合が運営する施設への入所（短期を含む）、通所介護、訪問介護のサービスを利用した場合に居住費と食費を含む利用者負担を軽減する制度です。

《対象》市民税世帯非課税世帯で、年間収入や資産の額などに制限があります。

※詳しい内容は介護福祉課へお問い合わせください。

《補助額》利用者負担額の1/4（又は1/2）

■介護保険負担限度額認定 【介護保険係】

介護保険サービスのうち、施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用した場合に、居住費と食費の利用者負担上限額を定め、負担を軽減する制度です。

《対象》市民税非課税世帯で、配偶者の課税状況や年間収入、預貯金の額などに制限があります。

※詳しい内容は介護福祉課へお問い合わせください。

■児童手当 【児童福祉係】

魚沼市内に住民登録があり、高校修了前（18歳に達する日以降最初の3月31日まで）の児童を養育している方（一般的には児童の父母）が児童手当を申請できます。

■子ども医療費助成 【児童福祉係】

《対象》0歳～18歳までの児童（生まれた日から18歳に達する日以降最初の3月31日まで）

《通院》無償

《入院》無償

※保険適用外分は自己負担。

■未熟児養育医療費助成 【児童福祉係】

指定養育医療機関において、医師が入院養育を必要と認めた場合に医療費の一部を助成します。

■児童扶養手当 【児童福祉係】

父母の離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていないひとり親家庭や、父又は母に一定の障がいがあり児童を監護する家庭に、生活の安定と自立促進のために支給される手当です。

※所得制限があります。

■ひとり親家庭等医療費助成 【児童福祉係】

《通院》

児 童：無償（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童又は20歳未満の一定の障がいのある児童）

保護者：1回につき自己負担530円。ただし、同じ病院、同じ診察料で月5回目からは無償。

《入院》

児 童：無償

保護者：1日あたり1,200円

※所得制限があります。保険適用外分は自己負担。

■母子・父子・寡婦福祉資金貸付 【魚沼地域振興局 健康福祉部地域保健課】

母子家庭、父子家庭、寡婦対象。生活の安定と向上のため、低利子又は無利子で借りることができます。

■子育ての駅「かたっくり」 【児童福祉係】

子ども達が自由に遊べる屋内遊戯の場を提供しています。クッキングスタジオ、乳幼児スペース、授乳室もあります。

《時間》9時30分～18時30分

《休館日》月曜日（祝日の場合はその翌日）及び12月31日から1月3日まで



■母子健康手帳交付 【母子保健係】

妊娠がわかったら妊娠届出書を提出してください。母子健康手帳、妊婦健診受診票、
歯科健診受診券、産婦健診受診票等を交付します。

妊婦健診（1～14回目）と産婦健診の受診券は、県内医療機関で使用できます。妊婦健診の15回目以降は受診する医療機関により助成方法が異なります。詳しくはお問い合わせください。

【交付場所】

- ①子ども課：保健師が面談して交付します。
- ②北部庁舎：後日保健師が家庭訪問等で面談します。



■パパママ準備教室 【母子保健係】

妊婦さんとパパになる方に、妊娠、子育てに関する制度の紹介、栄養のお話、マタニティリラクゼーションの体験、妊婦疑似体験及び座談会を行っています。

※妊娠届出書を基に対象者に個別通知をしています。

■妊産婦・新生児訪問 【母子保健係】

生後28日頃までに助産師や保健師が家庭訪問をし、赤ちゃんの発育や栄養、育児の仕方、お母さんの健康の相談に応じています。

【対象者】全員

※母子健康手帳最終ページにある「出生連絡票」（はがき）を、子ども課または、北部事務所へ提出してください。

■産後ケア 【母子保健係】

出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいない、授乳や沐浴に自信がない、体調がすぐれないなど、医療機関を利用して休養や相談ができる「産後ケア」を実施しています。（費用の自己負担があります）

詳しくはお問い合わせください。

■新生児聴覚検査 【母子保健係】

出生後の入院中に受ける新生児聴覚検査の費用を助成します。入院中に検査を受けられなかった場合はご連絡ください。

■産婦2週間と1か月健診・1か月児健診 【母子保健係】

出産して2週間と1か月頃に受けるお母さんの健診と、1か月児の健診について費用を助成します。受診する医療機関により助成方法が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

■こんにちは赤ちゃん訪問 【母子保健係】

生後4か月頃までの赤ちゃんのいるご家庭に、保健師が家庭訪問をして、子育てに関する市の制度の紹介を行っています。

■乳幼児・妊産婦健康相談 【母子保健係】

保健師、管理栄養士等が乳幼児の成長発達や妊産婦の健康相談に応じています。

【電話】母子保健係 025-792-9204 受付 8:30～17:15（平日）

【オンライン】相談専用フォーム 受付 24時間受付可能（相談・回答は開庁日）



■離乳食・幼児食準備教室 【母子保健係】

3か月頃（ごっくんごはん）、7か月頃（もぐもぐかみかみごはん）、9・10か月頃～（1歳からのごはん）の各段階の養育者を対象に、離乳食や幼児食の話と調理体験、保育園給食の紹介、個別相談を行っています。

日程は、ホームページや市報、「まめんこ健康カレンダー」でご確認ください。

※お子さんと一緒に参加できます。

■1歳よちよち教室 【母子保健係】

10・11か月頃のお子さんを対象に、健やかな成長を促す親子の関わりやむし歯予防のお話などを行います。お子さんと一緒にご出席ください。

日程は、ホームページや市報、「乳幼児健診等・予防接種のご案内」でご確認ください。

■乳幼児健診 【母子保健係】

お子さんの成長、発達を確認し、生活習慣、栄養など子育ての相談に応じています。

4か月児健診、先天性股関節脱臼検診、1歳6か月児健診、2歳児健診、

3歳児健診を行っています。

【内容】身体計測、小児科・歯科診察、フッ化物歯面塗布（希望者）、問診、育児・栄養相談等
※先天性股関節脱臼検診は整形外科医による診察、エコー検査を行います。

日程は、ホームページや市報、「まめんこ健康カレンダー」でご確認ください。

※9～10か月児健診は医療機関で受ける健診です。受診票は4か月児健診の際にお渡しします。

**■妊産婦医療費助成 【母子保健係】**

妊産婦の医療費の助成を行っています。

【対象者】魚沼市に住所を有する妊産婦

【助成期間】妊娠届を提出した日から出産した翌月末まで

【助成内容】全ての保険医療費のうち、保険給付・付加給付等を控除した額を助成します。

■不妊・不育症治療費助成 【母子保健係】

不妊及び不育症の治療費の助成を行っています。

【対象者】魚沼市に住所を有し、不妊治療を行っている方

夫婦それぞれで治療を受けた場合はひとりずつ申請可

妻の年齢が43歳未満であること

【助成内容】①不妊治療

生殖補助医療 15万円を上限に通算6回まで

一般治療 5万円を上限に1年度あたり1回まで

②不育症治療

1回の治療につき15万円を上限に通算6回まで

【申請書受付場所】子ども課及び北部庁舎

※詳しくはお問い合わせください。

■小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 【母子保健係】

特定の疾患の治療を受けている場合、生活用具の費用の一部を助成します。

【対象者】「小児慢性特定疾病医療受給者証」を持っている児童

【対象用具】便器、特殊寝台、歩行支援用具、痰吸引器等

※世帯の所得に応じて負担額があります。

■すこやか子育て応援給付金 【母子保健係】

魚沼市に生まれたお子さんの健やかな成長を願い、魚沼市での子育てを応援するため、「すこやか子育て応援給付金」を支給します。

《支給対象児》

出生日から給付金の申請日まで継続して魚沼市に住民登録があり、今後も引き続き魚沼市に居住する予定のお子さん。

《支給対象者》

支給対象児と同一世帯の父または母。支給対象児の出生日から給付金の申請日まで継続して魚沼市に住民登録があり、今後も引き続き居住する意思のある方。申請日において1年以上魚沼市に住民登録があること。

※支給には居住実態等の要件があります。詳しくは母子保健係にお問い合わせください。

助成・給付・支援

■妊婦のための支援給付金 【母子保健係】

妊娠期から子育て期までの子育て家庭を保健師等が面談等を実施しながらサポートを行う「妊婦等 包括相談支援事業」と経済的支援である「妊婦のための支援給付金」の支給を一体的に実施しています。

《支給対象者》

- 1回目 妊娠届出をした妊婦
- 2回目 妊娠8か月以降の産婦

※妊婦等包括相談支援事業での面談の際、申請書を配布します。流産・死産等をされた方も対象となります。詳しくは母子保健係にお問い合わせください。

■出産費用助成 【母子保健係】

夜間、休日等の出産で経済的負担が大きくなった子育ての家庭の支援として、出産育児一時金を上回った金額を助成します。

《支給対象者》

- 1.令和8年4月1日以降に出産された方
- 2.出産日及び申請日時時点で魚沼市に住民登録があり、引き続き1年以上魚沼市に居住する意思がある方。
- 3.出産育児一時金の対象になっている方（医療保険に加入しており、妊娠85日以上の出産死産・流産を含む。）

《助成額》

上限30万円

※支給には条件等があります。詳しくは母子保健係にお問い合わせください。

すべてのお子さんと、その家庭及び妊産婦等からの様々な心配事についての相談に応じ、解決に向けてお手伝いをします。

制度やサービスなどの必要な情報をお知らせしたり、担当の課や関係機関などと連絡調整し利用できるように支援します。



子
育
て
支
援

■ファミリー・サポート・センター 【子育て支援係】

育児の援助を受けたい方と行いたい方が会員となり、育児について助け合う会員組織のことで、市が仲介を行っています。働きながら子育てしている方の両立を支援する目的で始めました。

《費用》1時間当たり200円の負担（上限1,200円）で利用できます。

また、自家用車使用の場合、車代等の費用が別途必要です。

■育児相談 【子育て支援係】

育児で悩んだり、困ったりした時にはお気軽に相談ください。子ども家庭支援員や保育士が対応いたします。

■児童虐待対応 【子育て支援係】

子どもが心身ともに健やかに育つよう、子ども及びその家庭を支援し援助します。
保護が必要な児童がいた場合、児童相談所等の関係機関と連携して問題の解決にあたります。

○子育て支援センター（保育園幼稚園に関すること） ☎ 792-6356

保育園

■保育園 【保育園幼稚園係】

保育園は、家庭で保育できない就学前の児童を保育するための施設です。市内には、公・私立あわせて9施設があります。入所決定は市が行います。

《費用(利用者負担)》

〔全児童〕 保育料無償・副食費免除・主食費一部助成

幼稚園

■幼稚園 【保育園幼稚園係】

幼稚園は、私立1園（めぐみ幼稚園）が運営されています。満3歳から就学前までの幼児が入園できます。

《費用》 保育料無償・副食費免除・主食費一部助成

こども園

■幼保連携型認定こども園 【保育園幼稚園係】

幼保連携型認定こども園は、公立1園（すもんこども園）が運営されています。保育園と幼稚園の長所を生かし、両方の役割を備えた施設です。

《費用(利用者負担)》

〔全児童〕 保育料無償・副食費免除・主食費一部助成

地域型保育

■家庭的保育 【保育園幼稚園係】

家庭的保育事業は、公立1か所（入広瀬保育室）が運営されています。3歳未満児が利用できます。

《費用(利用者負担)》

〔全児童〕 保育料無償

放課後児童クラブ

■放課後児童クラブ＜学童保育＞ 【保育園幼稚園係】

放課後児童クラブは、公営が10クラブ、私営が2クラブあります。放課後及び学校休業日の昼間、保護者やご家族が仕事などでご家庭にいない児童をお預かりしています。

《費用》 一般世帯7,000円/月、ひとり親世帯3,500円/月、

住民税非課税世帯2,000円/月、生活保護世帯0円

同一世帯から2人以上の児童が利用しているとき、2人目は上記の2分の1の額、3人目以降は上記の10分の1の額とします。

一時預かり事業

■乳幼児一時預かり 【保育園幼稚園係】

保護者の傷病や入院等、社会的にやむを得ない事由などで育児ができないとき、保護者の心身の負担を解消したいときなどに、市内の保育園等で一時的にお預かりします。

＜公立園の場合＞

《対象》 生後4か月～就学前のお子さん

《時間》 月曜日から土曜日 7時～19時の間

《費用》 ・8時30分から16時30分の間 1時間当たり200円

（この間の上限額1,200円）

・7時から8時30分、16時30分から19時の間 30分当たり200円

・給食費 300円

※私立保育園でも乳幼児一時預かりを実施しています。詳しくは各私立保育園にお問い合わせください。

■病児病後児保育 【保育園幼稚園係】

病気やけがの回復期にあり、集団での保育等が困難な児童を一時的に預かる事業です。

《対象》 生後6か月から小学生のお子さん（事前登録制）

《費用》 1日1,200円

《利用時間》 月～金曜日の8時～18時まで

《場所》 魚沼市立小出病院病児・病後児保育室（電話793-7398）

すべてのお子さんと、その家庭及び妊産婦等からの様々な心配事についての相談に応じ、解決に向けてお手伝いをします。

制度やサービスなどの必要な情報をお知らせしたり、担当の課や関係機関などと連絡調整し利用できるように支援します。

子
育
て
支
援

■親子ふれあい広場 【子育て支援センター】

気軽に親子で遊べる自由開放スペース

《開放日》

堀之内なかよし保育園	：	月曜日から金曜日の9時から15時
魚沼市子育て支援センターぱびぷ	：	月曜日から金曜日の9時から16時
		土曜日 9時から11時30分
すもんこども園	：	月曜日から金曜日の8時30分から11時30分
※各施設、祝日・年末年始は休館		



■発達に課題のある児への支援 【子育て支援センター】

子どもの発達の課題に対して、関係機関と連携をとりながら個々の発達に即した個別支援計画等を策定し、保護者の育児を支援します。

つくしプレイ教室（未就園児）、ステップアップ教室（年長児）、保育園等訪問巡回相談、ペアレントプログラム等を実施しています。

相 談 窓 口

●魚沼市窓口 魚沼市小出島910番地

市民課	国民健康保険係・高齢者医療係	☎ 025-793-7971
	市民相談センター（市民相談係）	☎ 025-792-8844 生活全般の困りごと
健康増進課	保健係	☎ 025-792-9763
	地域医療係	☎ 025-792-1436
福祉支援課	生活支援係・障がい福祉係	☎ 025-792-9767
介護福祉課	介護保険係・高齢福祉係	☎ 025-792-9755
	児童福祉係・保育園幼稚園係	☎ 025-792-9201
子ども課	こども家庭センター（母子保健係）	☎ 025-792-9204
	子育て支援センター（子育て支援係）	☎ 025-792-6356

●年金のこと

日本年金機構 長岡年金事務所	〒940-8540 新潟県長岡市台町2-9-17	☎ 0258-88-0006
----------------	--------------------------	----------------

●介護・心配ごと・悩みごと・くらしの相談

魚沼市 社会福祉協議会	小出・湯之谷支所	〒946-0011	魚沼市小出島1240-2	☎ 025-792-8181
	堀之内支所	〒949-7413	魚沼市堀之内4327-1	☎ 025-794-4300
	広神支所	〒946-0112	魚沼市田尻96-1	☎ 025-799-3990
	守門・入広瀬支所	〒946-0216	魚沼市須原1237-1	☎ 025-797-4882
	権利擁護サポートセンター	〒946-0011	魚沼市小出島1240-2	☎ 025-792-5252

●障害者福祉サービス全般・生活上の相談

魚沼市障がい者基幹相談支援センター	〒946-8601	魚沼市小出島910	☎ 025-792-9760
うおぬま相談支援センター	〒946-0075	魚沼市吉田1142	☎ 025-793-4011
なないろ	〒946-0036	魚沼市岡新田300-6	☎ 025-792-8116

●児童及び知的障がいに関する専門的な相談

南魚沼児童相談所・南魚沼知的障害者更生相談所	〒949-6680	南魚沼市六日町620-2	☎ 025-770-2400
------------------------	-----------	--------------	----------------

●母子寡婦・父子・精神障がいに関する専門的な相談

魚沼地域振興局健康福祉部	〒946-0004	魚沼市大塚新田116-3	☎ 025-792-1146
新潟県精神保健福祉センター	〒950-0994	新潟市中央区上所2-2-3 ユニソンプラザハート館1階	☎ 025-280-0111
中越地域いのちとこころの支援センター	〒940-0857	長岡市沖田3-2711-1	☎ 0258-88-0070

●発達障がいに関する専門的な相談

新潟県発達障害者支援センター 「RISE（ライズ）」	〒951-8121	新潟市中央区水道町1-5932	☎ 025-266-7033
----------------------------	-----------	-----------------	----------------

●就職に関する相談

公共職業安定所小出出張所（ハローワーク小出）	〒946-0021	魚沼市佐梨682-2	☎ 025-792-8609
障害者就業・生活支援センター「あおぞら」	〒948-0082	十日町市本町2-333-1	☎ 025-752-4486
長岡地域若者サポートステーション	〒940-0033	長岡市今朝白1-10-12	☎ 0258-86-7730
新潟障害者職業センター	〒950-0067	新潟市東区大山2-13-1	☎ 025-271-0333

●子どもの育児、教育の相談

家庭教育、子育て相談 ”すこやかコール”			☎ 025-283-1150
----------------------	--	--	----------------

●認知症のこと

認知症相談ダイヤル（認知症地域支援推進員への相談）	〒946-0031	魚沼市原虫野433-3	☎ 080-1395-7394
---------------------------	-----------	-------------	-----------------

●高齢者に関する相談

魚沼市南部地域包括支援センター 担当：小出、湯之谷	〒946-0031	魚沼市原虫野433-3	☎ 025-793-7337
魚沼市北部地域包括支援センター 担当：広神（広瀬）、守門、入広瀬	〒946-0216	魚沼市須原1237-1	☎ 025-793-7075
魚沼市西部地域包括支援センター 担当：堀之内、広神（藪神）	〒949-7418	魚沼市徳田112-1	☎ 025-794-6001

